

新学習指導要領が求める キャリア教育の推進とその課題

国立教育政策研究所総括研究官 藤田 晃之

1. はじめに

小・中学校の新しい学習指導要領が改訂されてからほぼ1年経過した今年3月、高等学校の新しい学習指導要領が改訂告示された。

主要なマスメディアのほとんどが学習指導要領の改訂を取り上げ、言語活動や理数科教育の充実、外国語教育の充実などについて一斉に報道したことは私たちの記憶にも新しい。特に、英語に関する各科目において「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする」とされた点についてはことのほか大きく報じられ、今回の改訂の焦点としての扱いを受けたとも言えそうな状況であった。

本稿では、いわばその陰に隠れる形となり、大きな関心を集めるには至っていないものの、きわめて重要な改訂として特筆すべきキャリア教育の推進に焦点を当てることとする。高等学校の新しい学習指導要領は、どのようなキャリア教育を求めているのだろうか。

2. 中央教育審議会答申が求めるキャリア教育

学習意欲の向上とキャリア教育

まず、今回の学習指導要領改訂の基本方針を示した中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（2008年1月17日）に注目し、キャリア教育の改善・充実の方向性を確認しよう。

答申は「学習指導要領改訂の基本的考え方」において、今回の改訂の具体的ポイントとして次の6点を挙げた。

- ①「生きる力」という理念の共有
- ②基礎的・基本的な知識・技能の習得

- ③思考力・判断力・表現力等の育成
 - ④確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
 - ⑤学習意欲の向上や学習習慣の確立
 - ⑥豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実
- そして、これらをめぐり「その中でも、特に、②を基盤とした③、⑤及び⑥が重要と考えた」と述べている。

その上で、答申は、「⑤学習意欲の向上や学習習慣の確立」とキャリア教育との関連性について次のように指摘した。

観察・実験やレポートの作成、論述など体験的な学習、知識・技能を活用する学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、子どもたちが自らの将来について夢やあこがれをもったり、学ぶ意義を認識したりすることが必要である。

確かな学力の一層の定着や向上が課題とされ、学力の重要な要素である学習意欲の乏しさが指摘される今日、キャリア教育には、極めて大きな期待がかけられているのである。この点については、『キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書』（平成16年）が、既に「キャリアに関する学習が、教科・科目の学習や主体的に学ぼうとする意欲の向上に結び付き、教科・科目の学習がキャリアに関する学習の関心や意欲につながる」と指摘していた。新しい学習指導要領は、このようなキャリア教育の重要性を再確認し、改めて強調したものと見えよう。

キャリア教育の具体的実践像

また、本答申は「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」の一つとして

「キャリア教育」を挙げ、具体的な実践のあり方の方向性を次のように示している。

生活や社会、職業や仕事との関連を重視して、特別活動や総合的な学習の時間をはじめとした各教科等の特質に応じた学習が行われる必要がある。特に、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ将来について考えさせる体験活動は重要であり、それが子どもたちが自らの将来について夢やあこがれをもつことにつながる。具体的には、例えば、
・特別活動における望ましい勤労観・職業観の育成の重視、
・総合的な学習の時間、社会科、特別活動における、小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導の推進、
などを図る必要がある。

豊かな体験活動を包含しつつ、教科横断的で体系的なキャリア教育をいかに構築・実践していくか。新しい学習指導要領に基づくキャリア教育の充実の鍵はこのあたりにありそうだ。

3. 小・中学校におけるキャリア教育の推進

では、昨年3月に告示された小・中学校の学習指導要領において、キャリア教育はどのように扱われているのだろうか。

まず、小学校におけるあり方について、道徳・総合的な学習の時間・特別活動の「目標」規定に注目しつつ整理しよう。従来から「自己の生き方」を考えさせることを重要な課題の一つとしてきた総合的な学習の時間はもとより、道徳及び特別活動の目標に「自己の生き方についての考えを深め(る)」ことが加えられている。特に道徳の内容では、低学年に「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」、中学年に「自分の特徴に気づき、よい所を伸ばす」が新たに加えられるなど、道徳の時間を要とした道徳教育を通じたキャリア教育の実践が求められている。

次に、中学校におけるキャリア教育の位置づけを確認しよう。中学校では、現行の学習指導要領でも道徳・総合的な学習の時間・特別活動において、「人間としての生き方についての自覚」を深めさせたり、「自己の生き方」を考えさせることが重要視されてきた。新しい学習指導要領も、この点を引き

継いでいる。しかし、これらの継続が、単なる踏襲にとどまらない点を見落としてはならない。

まず、新学習指導要領が、総合的な学習の時間において積極的に取り入れるべき活動の例示の中に、職場体験活動を組み入れたことに注目しよう。今回、総合的な学習の時間では「探究的な学習」を通じた学びが目標の一部とされ、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みの重要性が特に強調されている。

また、特別活動における勤労生産・奉仕的行事の一環として職場体験を実施する場合においても、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実」させることが求められる。このような事後学習を通して、他者と体験を共有し、広い認識につなげることが不可欠となろう。

4. 教育振興基本計画が求めるキャリア教育

このように、今回の学習指導要領の改訂では、小・中学校に対して一層厚みを増したキャリア教育の実践を求めている。高等学校では、これら義務教育段階での蓄積をふまえ、生徒たちの能力をさらに伸長させるべく指導に当たることが求められる。

そのあり方を考える際、私たちは、小・中学校の学習指導要領の改訂後の2008年7月1日に「教育振興基本計画」が閣議決定されたことに改めて注目する必要がある。本計画は、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間(2008～2012年度)に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するために、政府として初めて策定したものであるが、この計画においても、キャリア教育の推進が強く求められているのである。

特に、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」においては、「子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する」と明示された。これまで、職業に関する専門学科や総合学科に比べて、キャリア教育への取組が出遅れていた感の強い高校普通科でのキャリア教育の推進が特に求められている点はきわ

めて重要である。

5. 新学習指導要領に基づく高等学校でのキャリア教育のあり方

すべての高等学校に求められるキャリア教育

この「教育振興基本計画」決定後、約9ヶ月を経て改訂された高等学校の学習指導要領では、当該計画がキャリア教育の推進を強く打ち出したことを受け、総則において「キャリア教育を推進すること」と明示している。また、公民科においても「人間としての在り方生き方についての自覚を育て」ることが目標に組み入れられている他、総合的な学習の時間、特別活動において「自己の在り方、生き方」を考えることがそれぞれ目標の一部となっている。

具体的には、「総合的な学習の時間」における指導計画の作成上の配慮事項として、「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと」が明示的に求められ、内容の取扱いにあたっては、「自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること」が配慮事項として位置付けられている。

また、新学習指導要領は、「特別活動」における学校行事の一環としての「勤労生産・奉仕的行事」について、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにする」ことを明快に求めている。更に指導計画においては、「〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるよう」な配慮が必要となる。

このように新しい高等学校の学習指導要領は、学科を問わず、すべての学校におけるキャリア教育の推進を求めているのであり、この点は今回の改訂の大きな柱の一つとなっている。

職業教育を通じたキャリア教育の推進

そして、高等学校段階の職業教育に対しては、より踏み込んだ形でキャリア教育の推進を求めていることも、今回の学習指導要領の特質である。

まず総則が「職業教育に関して配慮すべき事項」

(第5款4(3))として次のように示したことはきわめて重要である。

学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする。

現行学習指導要領では、「就業体験の機会の確保について配慮するものとする」という規定にとどまっていることとは対照的に、改訂された学習指導要領では「産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設ける」、「地域や産業界等の人々の協力を積極的に得る」という具体性をもった記述となっていることに留意したい。地域や産業界等との連携に基づく充実した就業体験は、高校教育段階の職業教育を通じたキャリア教育としてきわめて大切な役割を担うものである。

またキャリア教育の観点からは、今回、職業に関する専門学科において開設される各教科の目標に、それぞれの「意義や役割について理解させる」ことが共通して新たに組み入れられたことも重要な改訂のポイントである。例えば、商業においては「ビジネスの意義や役割について理解させる」ことが、農業においては「農業の社会的意義や役割について理解させる」ことが、それぞれ目標の一部となっている。これらの点について理解を深めさせることは、社会において果たすべき自らの役割に対する認識を持たせることにつながり、生徒一人一人の社会的自立を促す上で、きわめて重要な働きかけともなるのである。

6. おわりに

2008年12月24日、文部科学大臣が中央教育審議会に対し、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の諮問を行った。答申は今年度中、早ければ今年中に出されることが見込まれている。今後、学校教育におけるキャリア教育は一層活性化するであろう。高等学校がその流れをリードすることを強く期待したい。